

答 申 第 3 4 号
平成27年6月2日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成27年1月9日付け青が生第465号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書開示決定通知書（肝炎ウィルス検査事業要綱）にかかる起案決裁文書について
の一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年10月31日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青森県知事の行政文書開示決定通知書（指令第2373号、平成26年10月20日付け）にかかる起案決裁文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「青森県知事の行政文書開示決定通知書（指令第2373号、平成26年10月20日付け）にかかる起案決裁文書」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年11月12日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年12月26日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分により、開示請求に係る開示しない部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

ア 通知書では、開示しない部分として「条例第7条第3号該当」の「個人に関する情報であって、・・・特定の個人が識別することができるもの・・・」とあるが、その内容は開示請求者の氏名と言うことで、この部分を開示するには、個人情報保護条例に基づく請求が必要であるとの教示を受けた。

イ 本人が請求して本人が閲覧しているのに、あらためて個人情報保護条例で請求しなければならないのは、時間と経費の無駄にあたり情報公開条例の趣旨に違反していると解釈するものである。

ウ よって、決定内容は不備であり、開示請求に係る開示しない部分は開示すべきである。なお、行政文書開示決定通知書（指令第2373号、平成26年10月20日付）では開示された部分の交付を一部受けている。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 異議申立人の開示請求は「行政文書開示決定通知書（指令第2373号、平成26年10月20日付）にかかる起案決裁文書」である。理由説明書からすると、不開示とした部分は、まさしく条例に規定する保護すべき個人に関する情報（特定の個人を識別することができるもの）であるが、その特定の個人とは異議申立人本人の事である。本人の内容を本人に対して保護する事は条例の主旨からして不当である。本人の情報を本人が公開して誰が不利益を得るのか。不利益を得るのは本人であり、本人の自己責任である。

イ 個人情報保護条例は本人個人の情報で、本人が知り得るものでないものも含む開示であり、本件の内容とは異なるものである。

ウ 理由説明書で不開示とした部分は「(異議申立人の氏名、住所)」と表示しており、内容を公開している事も不当である。異議申立人は口頭で教示を受けたと述べているが、その部分は何なのかは文書で提供されていない。一部開示決定通知書で写しのコピーをした文書では、「開示請求者」の次が黒塗りされている。

エ 理由説明書で「公益上の理由による裁量的開示」とは具体的にどう言う事か。どのような事例があるのか。「公益上の理由」とは何か。「裁量的開示」は、まさしく異議申立人の開示すべき理由に該当すると考える。

オ よって、不開示とした部分は本人申請に係る保護すべき個人に関する情報でないため、開示をしない部分の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおり

である。

一部不開示決定の理由

- ア 本件処分において不開示とした部分(異議申立人の氏名、住所)は、条例第7条第3号に規定されている個人に関する情報であり、同条同号のただし書のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示(条例第9条)に該当しないことから、不開示が妥当と考えられる。
- イ 一方で、不開示部分を除いた部分は条例第8条第2項に該当すると判断されることから、開示が妥当と考えられる。

第5 審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について
 - (1) 本件異議申立ての対象となった行政文書は、青森県知事の行政文書開示決定通知書(指令第2373号、平成26年10月20日付け)に係る起案決裁文書である。
 - (2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。
 - ア 不開示とした部分
開示請求者の氏名、住所(以下「本件情報」という。)
 - イ 不開示とした理由
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
- 2 不開示情報該当性(条例第7条第3号)について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

- (1) 条例第7条第3号本文の趣旨について

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 本件処分においては、本件行政文書に記載された本件情報は、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

よって、本件情報は、条例第7条第3号本文に該当する。

イ また、本件情報は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと認められる。

よって、本件情報は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

ウ 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

3 条例第9条について

異議申立人は、「理由説明書で『公益上の理由による裁量的開示』とは具体的にどう言う事か。どのような事例があるのか。『公益上の理由』とは何か。『裁量的開示』は、まさしく異議申立人の開示すべき理由に該当すると考える。」と主張しているので、同条該当性について検討する。

(1) 条例第9条について

条例第9条は、公益上の理由による裁量的開示について、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上「特に」必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

(2) 条例第9条該当性

ア 異議申立人は、本件情報は異議申立人本人の情報であり、本人の内容を本人に対して保護することは条例の趣旨からして不当である旨主張している。

イ 本条は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。

ウ 条例における開示請求権は、何人に対しても等しく認める権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されることはないのであるから、請求者の如何によって、裁量的開示をするということはない。

よって、請求者本人の情報であるということをもって、本条による裁量的開示が必要となる、ということはない。

4 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、下記のとおりである。

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 1 月 9 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成27年 2 月 2 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成27年 2 月 16 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成27年 3 月 27 日 (第53回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 4 月 13 日 (第54回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

（平成27年 6 月 2 日現在）